

長崎市立丸尾中学校 生徒心得

互いに協力し、励まし合って、よい校風をつくり、立派な中学生として成長していくために、次の心得を守ろう。

I 校内生活について

[生活面]

1. 時刻について

- (1) 8：15までに登校する。(ただし、8：10までに生徒玄関を通過する。)
- (2) 下校時刻は原則として16時45分。部活動を除いて、それ以降残る場合は、許可を得ること。
- (3) 遅刻・早退・欠席・忌引の時は、必ず保護者から連絡する。

2. 通学について

- (1) 登下校の際は、交通規則を守る。
- (2) 登下校は、原則徒歩通学とする。
- (3) 登下校の時には店などに立ち寄ったり、飲食をしたりしない。

3. 学用品について

- (1) 所持品には必ず名前を記入する。
- (2) 必ず通学かばんを使用する。入りきらない場合に限り、リュックや提げ袋を使用してもよい。
- (3) 学習に不必要なものは持参しない。カッターなどの刃物は持ちこまない。

4. 服装・容儀について

〈男子〉

- (1) 標準学生服の下は、白のカッターシャツを着用する。
- (2) 冬の通学服は標準学生服とする。
- (3) 夏期の上衣は、学校指定のシャツとする。

〈女子〉

- (1) 通学服は学校指定の標準服とする。
- (2) 夏期の上衣は学校指定のシャツとする。
- (3) スカートの長さは、気をつけして、膝頭が隠れることとする。
- (4) スラックスも可。

〈共通〉

- (1) 名札は、一番外側に着用している服の左胸の位置につける。
※登校後すぐに教室でつけ、下校前に教室で外して帰る。
- (2) スラックス着用時のベルトは、黒または茶とし、ウエストでしめる。
- (3) 靴は、運動に適したひも靴で、色は白・黒・紺を主体とする。
- (4) 靴下は白・黒・紺とし、丈の長さはくるぶしが隠れるものとする。
(靴下のワンポイントは可。ライン入り・あみ目は禁止とする。)
- (5) 夏期に中に着るTシャツは白とし、ワンポイントまでとする。
- (6) 制服の移行期間中はもうけず、気候に応じて服装を判断する。ただし、儀式的行事の際は、統一したものを着用する。
- (7) 厳寒期の服装については時期に応じて指示する。
(中に着用する時は制服の色に近いもの白・黒・紺・灰など)
- (8) 夏休み等の休み期間中でも、登校するときは標準服または部活動で定められた服を着用する。

〈髪型など〉

以下の内容に注意し、健康面・安全面・衛生面を十分に考慮したものとする。髪で目が隠れたり、肩にかかったりしないようにする。肩にかかる場合は、ゴム（黒・紺・茶）で結ぶ。

- ・染色や脱色、パーマ等の髪加工、眉そり、化粧はしない。
- ・ピアス、マニキュア、整髪料、制汗剤などは使わない。
- ・汗ふきシートは無香料のみ可とする。

5. その他

- (1) 携帯電話は学校に持ってこない。（県内の中学校は同じきまりです。）毎年、携帯電話に関するトラブルが市内の学校で数多く報告されています。
※事情があり校内に持ち込む場合は、保護者から担任に連絡を行い、校長の許可を受ける。
- (2) 携帯電話やインターネットの使い方は家庭内でルールを設定する。
※使うときのマナーやルールを守ることが自分の身を守ることにつながります。
- (3) 防犯ブザーを常に持ち歩く。

Ⅱ 校外生活について

1. 校外生活では、特に次の行為に注意する。
 - (1) 夜間の外出を禁止する。外出時間は次のとおりとする。
[帰宅完了時間]
夏期（４月～９月） 午後７時
冬期（１０月～３月） 午後６時
 - (2) 貴重品や多額の金銭は持ち歩かない。
 - (3) 外泊は禁止する。
 - (4) 法令に触れる行為はしない。
2. 外出する際は家族に行き先、帰宅時間などを必ず告げて出る。
3. 生徒同士でゲームセンター・カラオケボックス・ボウリング場・喫茶店・インターネットカフェ等へ出入りしない。また、大型商業施設の休憩所、ファストフードコーナーなどの長時間の利用や出入りをしない。特に用がない場合は、立ち寄らない。
4. 生徒同士の集会・キャンプ・パーティー等は禁止する。
5. 保護者不在の家に集まって遊ばない。
6. 自転車は交通ルールを守り使用する。